

議案第 104 号

龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

令和 4 年 12 月 6 日 提出

阿見町長 千 葉 繁

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 288 条の規定により, 令和 5 年 3 月 31 日をもって龍ヶ崎地方衛生組合を解散することについて, 同法第 290 条の規定に基づき, 議会の議決を求める。

議案第104号説明資料

【龍ヶ崎地方衛生組合の解散の理由】

この議案は、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立するための議案です。

具体的には、龍ヶ崎市、利根町及び河内町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合と、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町、河内町、稲敷市、美浦村及び阿見町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合を解散し、当該2組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで、事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革・改善を行おうとするものです。